

「無国籍」を
知ってください



無国籍者＝国籍を持たない人、 どの国からも国民と認められていない人

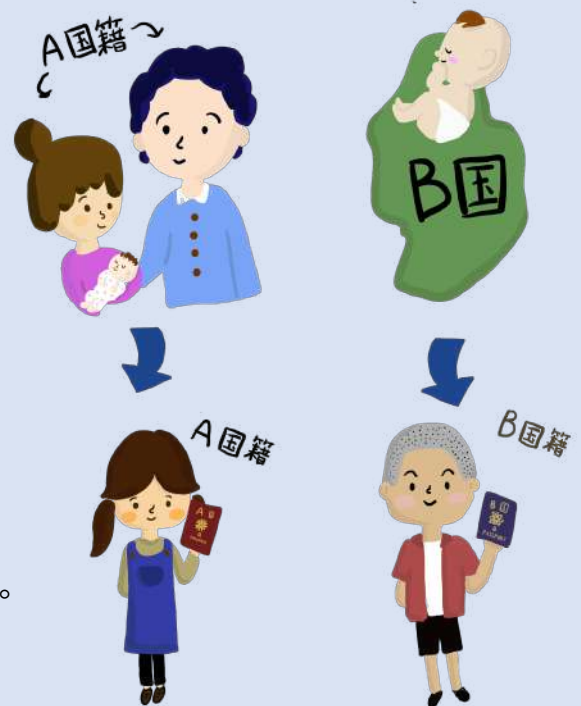
無国籍者は、読んで字のごとく国籍を持たない人、どの国からも国民と認められていない人をさします。2022年にUNHCRが把握できた世界の無国籍者は430万人ですが、実際には1500万人以上ともいわれています。(UNHCR, "Mid-Year Trends 2022"/ ISI, "Statelessness in numbers: 2020")

※ UNHCRによる無国籍者数には、国籍未確定者数 (Undetermined)も含まれます。国籍を未確定とする身分証明書を発行する国々もあります。
1954年の国際条約 (詳細はP.3)では「いずれの国によってもその法の運用において、国民と認められていない者」と定義されています。

国籍とは？

- 人と国家を法的に結ぶもの。
- 通常は、生まれた時点で出生国
または親の国籍を取得する。

「国籍は、生まれた国を基準に（出生地主義）、
または親の国籍を基準に（血統主義）決まります。
どちらの基準に従って国籍を決めるかは、
国によって異なり、もう片方を考慮する国も多いです。
帰化による国籍取得もあります。



どうして無国籍になるの？

- ◆ 国籍法の矛盾や不備により、
どこの国の国籍も取得できない
 - ◆ 国家の崩壊や、体制の変化などにより国籍を失う
 - ◆ 民族やジェンダーなどの差別により、
国籍が与えられない・奪われる
- など色々な原因があります。

多くの場合、
自らの意思とは関係なく



になってしまいます。

1. 無国籍者に対する十分な理解がないこと

日本にも、無国籍者が暮らしています。
しかしながら、無国籍者の存在自体があまり知られておらず、
様々な偏見や差別にさらされています。

統計上無国籍者は487名いるとされていますが（[2022年6月時点 / 在留外国人統計より](#)）、**実際はもっと多く存在する**といわれています。



2. 国際条約に加わっていないこと

国連には、

- ① [無国籍者の地位に関する条約（1954年）](#)
- ② [無国籍の削減に関する条約（1961年）](#)

がありますが、日本はこれらの条約に加わっていません。

3. 無国籍者を認定・保護する制度がないこと

無国籍認定制度を設ける国が増加していますが、
日本には無国籍者を認定する制度がなく、
無国籍者の保護についての法律もありません。

そのため、本来は国籍を持っていないにも関わらず、
あたかも国籍を持っているように扱われている人が
少なくありません。



Case 1

病院に置き去りにされた赤ちゃん

外国人らしき女性が、ある病院で緊急出産。出産後、お母さんは失踪してしまいました。お父さんも不明。出生届に何も記入がなく、赤ちゃんの身元を証明するものではありません。生まれた国は、血統主義（説明はP.2）です。

※ このような赤ちゃんに、特別に出生国の国籍を与える国は多いですが、関係者に知識がないと、無国籍と扱われてしまいます。



Case 2

帰化申請途中のトラブル

A国出身のアリさんは、長年暮らしているB国の国籍を得ようと帰化申請をしました。B国は原則複数国籍を認めていません。B国から、帰化認可の見込みなので、A国の国籍を離脱するよういわれたアリさんは、手続きをして無国籍になりました。ところが、B国から正式な帰化認可を待つ間に交通事故を起こしたため、帰化申請は却下されました。

※ アリさんはA国に国籍回復を申請できますが、許可されるか心配です。



Case 3

国家崩壊時の国籍喪失

ホーさんはC国の少数民族。紛争後C国は崩壊し、新しい国家が成立しました。ホーさんの民族は、その国の新しい国籍法のもとでは国民として認められず、無国籍になりました。

※ ホーさんのような人に、帰化申請を促進する国も、しない国もあります。



在留カードの国籍は要注意！

日本に暮らす外国人の多くは、在留カードを持っています。



無国籍者のなかには、実効性のない国籍が記載されている人もいます。国籍の認定があいまいで、それによって様々な問題に直面します。

※在留カードは、日本の法務省が発行する身分証です。実際の国籍を証明するものではありません。

日本の事例

CASES IN JAPAN

日本の国籍法は血統主義が基本です。そのため、行政は子どもが親と同じ国籍を持つと考えがちです。しかし、親の国籍を与えられていない子どももいます。

【Case1. 身分証に国名があるのに実は…？】

フェイさんはE国から、4歳の時に来日、日本で育ちました。現在26歳です。



悩んでいる方へ

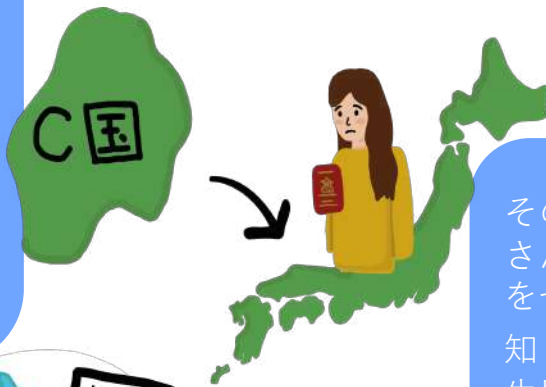
独身証明書かわりに申立書で婚姻ができる場合や、遅れて出生登録ができる国もあります。
あきらめずに、役所や大使館、法律の専門家に相談しましょう！

【Case 2. 当たり前前の方が難しい】

ケイさんのお母さんはC国の出身です。

人身売買組織に連れてこられて偽造パスポートで来日。

ダンサーとして働き、収入を得ていました。



その後、日本人男性との間にケイさんを授かりました。両親は結婚をせず、お父さんはケイさんを認知しませんでした。ケイさんの出生届は、C国にも日本にも出されませんでした。



15年後、ケイさんは在留特別許可を得て高校に進学しました。



「無国籍だからきっと無理...」

ケイさんが通う高校では、修学旅行でオーストラリアに行きます。しかし、ケイさんはパスポートの代わりにする再入国許可書の取得方法が分からず、1人だけ修学旅行に参加できませんでした。

その後、国籍がないため、奨学金に申し込めないと思い込み、大学進学を諦めてしまいました。

「無国籍だからきっと無理...」。ケイさんは、そのような思い込みによって苦しみました。

悩んでいる方へ

未成年なら、裁判で認知を得ることで、国籍を取得できる可能性があります。

無国籍者は、再入国許可書で海外渡航ができます。

無国籍者でも申請できる奨学金は多くあります。

早めに情報を集め、相談すれば、きっと解決策は見つかるので、あきらめないでください！



李さんの場合...



私が無国籍であったとき、生活する上で様々な障壁がありました。例えば、預金口座を作るとき「無国籍」である私の身分証明書を見て、**口座開設を断った銀行**がありました。また、海外渡航の際もビザや入国許可を取るために、多くの書類を用意しなければならず、**海外渡航の障害**になっていました。実は、そのせいで母の最期に会えませんでした。本当に悲しかったです。

提案 1

現在、日本には無国籍者を認定するための制度がありません。そのため、身分証の国籍欄にも正確な記載がされない場合があります。誰が無国籍であるのかを明確にしなければ、解決策を講じることもできません。



無国籍者の認定システムを作りましょう！

提案 2

日本の国籍法2条3号によれば、両親がともに知れない、または国籍がない場合、日本で生まれた子どもは、日本国籍となります。このような無国籍を防止する法はありますが、広く知られておらず、使われなかったケースがあります。



持てるはずの国籍をください！

提案 3

無国籍への無知、無理解から、様々な差別が発生しています。国籍の有無を問わず、誰もが人として尊重され、生きる権利を守られる社会であるべきです。



無国籍者のことを知り、その人権を認めて下さい！

これまで、無国籍者の方が直面する様々な困難について説明してきました。ただ、「無国籍であること」=不幸せなののでしょうか？そもそも国籍は必要なものなののでしょうか？このページでは、無国籍者であることを選び、生きてきた人たちを紹介します。

【故ユージン・アクセノフさん】

インターナショナル・クリニック（東京）で院長を務めたユージン・アクセノフさんは、満洲国崩壊により無国籍者となりました。国籍を取得することもできましたが、彼はあえてその選択をしませんでした。彼は生前、以下のことを述べています。

「私は国籍が欲しいとは全く思っていません。なぜならば、自由でいられるからです。今、自分が望んでいることは、健康で出来るだけ長く医者として社会に貢献していきたいということと、いつの日か争うことなく世界が一つになれば良いと思っています。」

診療所を訪れるお金のない外国人患者さんからは治療費を取らなかったといえます。**無国籍者であることでむしろ、国家に縛られずに生きていける。**戦争で「祖国」を失った彼だからこそ、たどり着いた考えかもしれません。

【丁章さん】

在日コリアンの詩人である丁章さんも無国籍者です。彼が持つ書類の国籍欄には「朝鮮」と書かれていますが、これは韓国のことでも北朝鮮のことでもありません。南北が分断される前の「朝鮮」を指しているのです。

今日、地球上に「朝鮮」という国はありませんから、丁章さんは広い意味で無国籍者ということになります。では、どうして韓国や日本に帰化しないのでしょうか。その問いにこう答えています。

「どこかの国籍を取るという事は大きな決断を伴います。人間を幸福にするための国家の国籍を取りたいんです。でも、世界中見渡した時、どこにそんな国があるのかなと。じゃあ無国籍者としてどうするかとなった時に、自分が国籍を取りたいと思えるような国家の実現のために努めないといけないと思うんです。」

誰もが幸せに暮らせる世界にしていくため。1人の「自然人」として尽くしていく。そうした姿勢は**国籍の有無に関わらず、もっと大事なことがあるのではないか**というメッセージを私たちに問いかけているのではないのでしょうか。

無国籍ネットワークは、**無国籍者を支援する団体**です。

無国籍者に寄り添い、彼/彼女らの悩みを真撃に受け止め、「**国籍の有無で差別されることがない社会を築きたい**」という思いから、2009年1月に発足しました。



主な活動内容

1. 相談窓口の開設

E-Mailや個別相談を通して無国籍者や、無国籍者が直面する問題に関する相談にのっています。法的な相談に関しては、協力関係のある弁護士や行政書士を紹介しています。

E-Mail: SOUDAN@stateless-network.com

国籍に関連する手続きは、
数か月から数年かかる場合や成年を過ぎると認められなくなる事例もあります。
できるだけ早く、行政や大使館、無国籍者に詳しい法律の専門家などに
相談しましょう!

2. 情報発信

他の市民団体などと交流し、国内外の無国籍者について理解を深め、無国籍者について情報を発信しています。



スルー海峡の無国籍児との交流会。
物資・教育支援。



弊団体に所属する「無国籍ネットワークユース」による子どもたちへの絵本の読み聞かせ。



特定非営利活動法人無国籍ネットワーク事務局

<http://www.stateless-network.com>

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町129世界貿易ビル4階

MAIL: officer@stateless-network.com

SUDAN@stateless-network.com

「無国籍」を知ってください

発行日 2023年4月30日

発行編集監修:特定非営利活動法人無国籍ネットワーク

協力:無国籍ネットワークユース